

令和3年10月15日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

個人番号（マイナンバー）の届出について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびオンライン資格確認が本格開始され、組合が「オンライン資格確認等システム」へ加入者情報を登録する際に、個人番号が必要となります。個人番号が未届けの場合、健康保険証で医療機関に受診した場合であっても、健康保険の資格等の確認に支障が生じる可能性がありますので、資格取得届等をご提出される際は個人番号を記載くださいますよう、お願いいたします。

また、マイナンバーが未届けの被保険者様及び被扶養者様におかれましては、「個人番号届」をすみやかに届出いただきますようご協力をお願いいたします。

詳細につきましては、同封のパンフレット（厚生労働省提供）をご参照ください。

ご不明な点につきましては、当組合業務課までお問い合わせください。